

群馬用水における建設発生土の有効利用に関する要綱

(令和6年11月27日)

(目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人水資源機構群馬用水管理所（以下「機構」という。）における施設管理に伴い発生する建設発生土（以下「建設発生土」という。）について、有効利用を希望する事業者等（以下「有効利用希望者」という。）が建設発生土を有効利用するに当たり、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要綱が対象とする建設発生土は、群馬用水の管理に伴い発生する建設発生土とするものとする。

(有効利用申込み)

第3条 有効利用希望者は、事前に建設発生土有効利用申込書（様式1）を機構に提出するものとする。

(決定の通知)

第4条 機構は、第3条により有効利用申込みを行った希望者ごとに保管状況等を勘案の上、建設発生土利用通知書（様式2）により通知する。

(用途確認)

第5条 機構は、適切な有効利用のために、有効利用希望者に対して建設発生土の有効利用の用途確認を行う。

2 前項による用途確認に対して、有効利用希望者は誠実に対応する。

(建設発生土の利用)

第6条 有効利用希望者は、建設発生土の利用に当たってはその性状を十分に把握した上で利用するものとする。

2 有効利用希望者は、第3条により提出した建設発生土有効利用申込書に記載の利用目的に限り建設発生土を利用できる。

(有効利用の場所及び日時)

第7条 建設発生土の引取場所は、次の建設発生土仮置き場又は機構の指定する仮置き場とする。

- ・群馬県渋川市北橘町八崎地内
- ・群馬県前橋市柏倉町地内
- ・群馬県北群馬郡吉岡町上野田地内

2 引取日時は、原則として祝日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日までの9時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分までとする。

(有効利用量の算定)

第8条 建設発生土の有効利用量の算定は、建設発生土仮置き場からの利用においては、機構が行うものとし、別途機構の指定する仮置き場からの利用においては、建設発生土有効利用申込書記載の運搬車両及び運搬回数により算定するものとする。

(作業及び負担の範囲)

第9条 有効利用希望者は、建設発生土の積込みに関する作業を自己の責任と負担で行うこととする。ただし、必要に応じ、機構が立ち会うものとする。

(建設発生土の利用料金)

第10条 建設発生土の有効利用に係る費用は無償とする。

(法令等の遵守)

第11条 有効利用希望者は、建設発生土の運搬及び利用について、関係法令等を遵守するものとする。

(事故等の処理)

第12条 建設発生土運搬作業等に伴い発生した事故、その他建設発生土を利用することに起因する全ての事柄については、有効利用希望者が自己の責任と負担において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の解釈に疑義を生じた場合については、機構と有効利用希望者で協議の上決定する。

様式 1

建設発生土有効利用申込書

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構
群馬用水管理所長 殿

住所

フリガナ
氏名

電話番号

貴機構の建設発生土を有効利用したいので下記のとおり申込みます。
なお、建設発生土を引き取るに当たり、「群馬用水における建設発生土の有効利用に
関する要綱」の記載事項を遵守いたします。

記

1. 使用目的	上記の目的以外には使用しません。		
2. 希望日	令和	年	月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 希望数量	合計 m ³		
4. 運搬車両・回数等	運搬車両・運搬回数		
	トン車 × 回		
4. 運搬車両・回数等	積込重機等の機種		
	m ³ 級バックホウ		
5. 備考			

様式 2

建設発生土利用通知書

令和 年 月 日

殿

独立行政法人水資源機構
群馬用水管理所長

令和 年 月 日付で申込のありました建設発生土有効利用希望につきまして、
「群馬用水における建設発生土の有効利用に関する要綱」第 4 条に基づき、下記の
とおり有効利用することを承認しますので通知します。

記

1 日 程

2 場 所

3 有効利用数量 m^3

4 その他